

議案第64号

## 令和7年度筑北村一般会計補正予算〔第3号〕

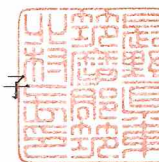
令和7年度筑北村の一般会計補正予算〔第3号〕は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和7年11月18日 提出

筑北村長 鎌田 欣子





## 第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路構造物等維持費	44,383

